

□令和5年度事業計画の実施状況について

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

1号：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のない世帯）

2号（学校教育の利用希望）：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

2号（その他）：3歳以上の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

3号：3歳未満の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

《年度別計画 香美町全体》

(単位：人)

(単位：人)

年度				令和5年度（計画数値）				
区分				1号	2号		3号	計
					学校教育 利用希望	その他		
量の見込み	自市町の子ども（①）			17	67	163	117	364
	（他市町の子ども）（②）			0	0	2	2	4
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	自市町 の子ども	認定 こども園	2	0	22	9	33
			保育所	/	0	141	108	249
			幼稚園	15	0	/	/	15
			小計	17	0	163	117	297
		（他市町 の子ども）	認定 こども園	0	0	0	0	0
			保育所	/	0	2	- 2	4
			幼稚園	0	0	/	/	0
			小計	0	0	2	2	4
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預かり 保育	0	67	0	0	67
		（他市町 の子ども）	幼稚園預かり 保育	0	0	0	0	0
	自市町の子ども計（③）			17	67	163	117	364
	（他市町の子ども計）（④）			0	0	2	2	4
差引	自市町の子ども（③－①）			0	0	0	0	0
	（他市町の子ども）（④－②）			0	0	0	0	0

令和5年度（実績数値）				
1号	2号		3号	計
	学校教育 利用希望	その他		
11	69	165	120	365
0	0	1	4	5
0	0	25	5	30
/	0	140	115	255
11	0	/	/	11
11	0	165	120	296
0	0	0	0	0
/	0	1	4	5
0	0	/	/	0
0	0	1	4	5
0	69	0	0	69
0	0	0	0	0
11	69	165	120	365
0	0	1	4	5
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

《年度別計画 香住区》

(単位：人)

年度				令和5年度（計画数値）				
区分				1号	2号		3号	計
					学校 教育の 利用希望	その他		
量の 見込み	自市町の子ども（①）			13	58	113	85	269
	（他市町の子ども）（②）			0	0	1	1	2
確保 方策	特定 教育・ 保育施設	自市町 の子ども	認定こども園	0	0	0	0	0
			保育所	/	0	113	85	198
			幼稚園	13	0	/	/	13
			小計	13	0	113	85	211
		（他市町 の子ども）	認定こども園	0	0	0	0	0
			保育所	/	0	1	1	2
			幼稚園	0	0	/	/	0
			小計	0	0	1	1	2
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預かり保育	0	58	0	0	58
		（他市町 の子ども）	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0
	自市町の子ども計（③）			13	58	113	85	269
	（他市町の子ども計）（④）			0	0	1	1	2
差引	自市町の子ども（③－①）			0	0	0	0	0
	（他市町の子ども）（④－②）			0	0	0	0	0

(単位：人)

令和5年度(実績数値)				
1号	2号		3号	計
	学校 教育の 利用 希望	その他		
11	58	111	93	273
0	0	0	3	3
0	0	0	0	0
0	0	111	93	204
11	0	0	0	11
11	0	111	93	215
0	0	0	0	0
0	0	0	3	3
0	0	0	0	0
0	0	0	3	3
0	58	0	0	58
0	0	0	0	0
11	58	111	93	273
0	0	0	3	3
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

《年度別計画 村岡区・小代区》

(単位：人)

年度				令和5年度（計画数値）				
区分				1号	2号		3号	計
					学校・教育の 利用希望	その他		
量の 見込み	自市町の子ども（①）			4	9	50	32	95
	（他市町の子ども）（②）			0	0	1	1	2
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	自市町 の子ども	認定こども園	2	0	22	9	33
			保育所	0	0	28	23	51
			幼稚園	2	0	0	0	2
			小計	4	0	50	32	86
		（他市町 の子ども）	認定こども園	0	0	0	0	0
			保育所	0	0	1	1	2
			幼稚園	0	0	0	0	0
			小計	0	0	1	1	2
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預かり保育	0	9	0	0	9
		（他市町 の子ども）	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0
	自市町の子ども計（③）			4	9	50	32	95
	（他市町の子ども計）（④）			0	0	1	1	2
差引	自市町の子ども（③－①）			0	0	0	0	0
	（他市町の子ども）（④－②）			0	0	0	0	0

(単位：人)

令和5年度(実績数値)				
1号	2号		3号	計
	学校 教育の 利用 希望	その他		
0	11	54	27	92
0	0	1	1	2
0	0	25	5	30
0	0	29	22	51
0	0	0	0	0
0	0	54	27	81
0	0	0	0	0
0	0	1	1	2
0	0	0	0	0
0	0	1	1	2
0	11	0	0	11
0	0	0	0	0
0	11	54	27	92
0	0	1	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 地域子育て支援拠点事業

年度		令和5年度(計画数値)
量の見込み		6,587 人日
うち香住区		3,826 人日
うち村岡区・小代区		2,761 人日
確保方策	箇所数	3 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
	具体的な考え方	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)

令和5年度(実績数値)	
5,055 人日	
1,883 人日	
3,172 人日	
3 か所	
1 か所	
2 か所	
町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	

令和5年度実施施設名

①香住子育て・子育て支援センター

②高井子育て・子育て支援センター

③小代子育て・子育て支援センター

(2) 利用者支援事業

年度		令和5年度(計画数値)
量の見込み		4 か所
うち香住区		2 か所
うち村岡区・小代区		2 か所
確保方策	母子保健型	1 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	0 か所
	その他	3 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
	具体的な考え方	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)

令和5年度(実績数値)	
4 か所	
2 か所	
2 か所	
1 か所	
1 か所	
0 か所	
3 か所	
1 か所	
2 か所	
母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)	

(3) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

年度		令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)
量の見込み	①1号認定による利用	0 人日	0 人日
	うち香住区	0 人日	0 人日
	うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日
	②2号認定による利用	6,596 人日	7,669 人日
	うち香住区	6,596 人日	7,669 人日
	うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）	6,596 人日	7,669 人日
	具体策	実施園数	1 園
		うち香住区	1 園
		うち村岡区・小代区	0 園
	具体的な考え方		香住幼稚園において実施

令和5年度実施幼稚園名（人数）

①香住(42)

(4) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時的預かり）

年度		令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)
量の見込み		11 人日	25 人日
	うち香住区	8 人日	19 人日
	うち村岡区・小代区	3 人日	6 人日
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	11 人日	25 人日
	具体策	保育所	4 か所
		うち香住区	3 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所
		認定こども園	1 か所
		うち香住区	0 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所
	具体的な考え方		保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する

令和5年度実施施設名（人数）

①柴山(11) ②みなと(6) ③青葉(2)

①宝樹(5)

①小代(1)

(5) 子育て短期支援事業

年度		令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)
量の見込み		1 人	0 人
確保方策	実施体制	2 人	2 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	児童養護施設に委託	児童養護施設に委託

(6) 病児保育事業

年度			令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)
確保方策	量の見込み		71 人日	87 人日
	うち香住区		66 人日	87 人日
	うち村岡区・小代区		5 人日	0 人日
	病児保育事業		71 人日	87 人日
	具体策	病児対応型	1 か所	1 か所
			2 総定員	2 総定員
		うち香住区	1 か所	1 か所
			2 総定員	2 総定員
		うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所
			0 総定員	0 総定員
		体調不良児対応型	2 か所	2 か所
			4 総定員	4 総定員
		うち香住区	2 か所	2 か所
			4 総定員	4 総定員
		うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所
			0 総定員	0 総定員
	具体的な考え方		病児対応型を香住区内で実施 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を香住区内で実施 体調不良児対応型を民間保育所で実施

令和5年度実施施設名(人数)

①病児保育室(11)

令和5年度実施施設名(人数)

①みなと(51) ②青葉(25)

(7) 時間外(延長)保育事業

年度			令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)
確保方策	量の見込み		25 人	17 人
	うち香住区		19 人	13 人
	うち村岡区・小代区		6 人	4 人
	時間外(延長)保育事業		25 人	17 人
	具体策	保育所	4 か所	4 か所
			うち香住区	3 か所
			うち村岡区・小代区	1 か所
		認定こども園	1 か所	1 か所
			うち香住区	0 か所
			うち村岡区・小代区	1 か所
		具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する

令和5年度実施施設名(人数)

①柴山(1) ②みなと(10) ③青葉(2)

①宝樹(4)

①小代(0)

※ 認定区分ごとの最大利用時間を超えて保育が必要な子どもに対する時間外(延長)保育事業

(8) 放課後児童健全育成事業

年度		令和5年度(計画数値)		令和5年度(実績数値)		
量の 見込み	小学1年生	49	人	50	人	令和5年度幼稚園児利用人数
	うち香住区	35	人	38	人	奥佐津(0)
	うち村岡区・小代区	14	人	12	人	佐津(0)
	小学2年生	45	人	51	人	柴山(6)
	うち香住区	32	人	35	人	長井(8)
	うち村岡区・小代区	13	人	16	人	余部(2)
	小学3年生	37	人	34	人	村岡(4)
	うち香住区	25	人	23	人	うづか(0)
	うち村岡区・小代区	12	人	11	人	射添(7)
	小学4年生	18	人	32	人	
	うち香住区	10	人	16	人	
	うち村岡区・小代区	8	人	16	人	令和5年度実施クラブ名
	小学5年生	7	人	12	人	スマイルかすみ
	うち香住区	3	人	5	人	スマイルおくさづ(休所)
	うち村岡区・小代区	4	人	7	人	スマイルさづ
	小学6年生	4	人	5	人	スマイルしばやま
	うち香住区	2	人	1	人	スマイルながい
	うち村岡区・小代区	2	人	4	人	スマイルあまるべ
確保 方策	計	160	人	184	人	ふれあいむらおか
	放課後児童クラブ	160	人	184	人	ふれあいうづか
	箇所数	10	か所	10	か所	ふれあいいそう
	うち香住区	6	か所	6	か所	かがやきおじろ
	うち村岡区・小代区	4	か所	4	か所	
	具体的な考え方	各小学校区で開設		各小学校区で開設		

※ 香住小学校区以外の幼稚園児については、放課後児童健全育成事業で対応

(8-1) 新・放課後子ども総合プランにかかる記載事項

① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量

年度	令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)	令和5年度実施校区名
一体的に実施する目標量	3 か所	2 か所	①余部 ②射添

② 放課後子ども教室の整備計画

年度	令和5年度(計画数値)	令和5年度(実績数値)	令和5年度実施校区名
実施箇所数	7 か所	5 か所	①佐津 ②柴山 ③余部 ④射添 ⑤小代

③ 新・放課後子ども総合プラン推進に関する具体的な方策

- 放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携するとともに、コーディネーターが事業を調整し、一体的な実施のための共通プログラムを企画・実施します。また、放課後児童クラブの開所時間延長、小学校余裕教室の活用等、総合教育会議等で総合的な放課後対策を検討します。
- 放課後児童クラブ入所時に児童の健康状態などを把握し、特別な配慮の必要な児童については加配するなど、個々の状態に即したクラブでの生活となるよう支援します。
- 放課後児童クラブでは異年齢児童等との交わり等を通して社会性を身につけ、当番制により主体性を養うようななどの運営を計画しており、育成支援の内容について、利用者等に周知していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

☆人数は、当該年度中に検診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載。

☆妊娠期間の関係で2か年度に渡り検診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上。

年度		令和5年度（計画数値）	令和5年度（実績数値）
量の見込み	人数	99 人	73 人
	検診回数	890 回	630 回
確保方策	実施場所	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院
	実施体制	15 人	15 人
	検査項目	基本的妊婦健康診査、 血液検査、子宮頸がん検 診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査	基本的妊婦健康診査、 血液検査、子宮頸がん検 診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査
	実施時期	年間	年間

※実施場所＝助成券発行対象

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

☆現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		令和5年度（計画数値）	令和5年度（実績数値）
量の見込み		45 人	52 人
確保方策	実施体制	6 人	5 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	—	—

(11) 養育支援訪問事業

☆現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		令和5年度（計画数値）	令和5年度（実績数値）
量の見込み		32 人	7 人
確保方策	実施体制	6 人	5 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会

令和5年度 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業区分		香美町事業名	方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て・子育て支援センター)	地域子育て支援拠点事業 (子育て・子育て支援センター)	継続
2	利用者支援事業	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター： H28設置)	継続
3	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）	幼稚園預かり保育事業 (H27から実施)	継続
4	一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時預かり）	一時保育事業	継続
5	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業 (H30から実施)	継続
6	病児保育事業	病児保育事業 (H30から実施)	継続
7	時間外（延長）保育事業	延長保育事業	継続
8	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	継続
9	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査費助成事業	継続
10	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	継続
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	継続
12	実費徴収に係る補足給付事業	実費徴収に係る補足給付事業 (H28から実施)	継続
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	未実施（対象施設なし）	—
14	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	未実施	—
15	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	未実施	—

1 地域子育て支援拠点事業

○内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○対象

乳児又は幼児とその保護者

○費用

無料

○施設（開所時間等） ※祝日、年末年始は休館

- ・香住子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・高井子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・小代子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分

■子育て・子育て支援センター利用延人数（人）

施設	R1	R2	R3	R4	R5
香住	3,629	3,499	2,914	2,024	1,883
高井	2,364	1,519	1,533	1,462	1,713
小代	2,030	1,414	1,236	1,095	1,459
計	8,023	6,432	5,683	4,581	5,055

2 利用者支援事業

○内容

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。

■子育て世代包括支援センター相談件数（電話相談含む）

R1	R2	R3	R4	R5
248	255	221	181	323

3 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

●幼稚園預かり保育事業

○内容

幼稚園において教育時間後や土曜日・長期休業日に、家庭での保育が困難な園児を対象として預かり保育を行う。

○利用料

- (1) 利用料：月額 7,000円（所得等により軽減あり）

※ 令和元年10月から、利用日数に応じて利用料を無償化

- (2) おやつ代：月額 1,000円

■利用延人数（人）

施設名	R1	R2	R3	R4	R5
香住幼稚園	6,508	8,763	7,978	6,602	7,669
村岡幼稚園	1,443				
計	7,951	8,763	7,978	6,602	7,669

4 一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時預かり）

●一時保育事業

○内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かりを行う。

○利用料

- ・一日3,000円（町民外4,000円）
- ・半日（給食有り）2,000円（町民外2,600円）
- ・半日（給食無し）1,500円（町民外2,000円）

■一時保育利用状況（人）

施設名	R1	R2	R3	R4	R5
柴山保育所	5	5	1	0	11
みなと保育園	0	4	0	3	6
青葉保育園	50	13	5	5	2
宝樹保育園	0	6	0	6	5
小代認定こども園	0	0	1	0	1
計	55	28	7	14	25

5 子育て短期支援事業

○内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》 … ※利用実績なし

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等において一時的に養育・保護を行う。（原則として7日以内）

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》 ※未実施

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

6 病児保育事業

○内容

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。

《病児対応型》

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業

※令和2年度から対象者の上限を「就学前まで」から「小学6年生まで」に拡充

《病後児対応型》（※未実施）

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業

《体調不良児対応型》

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業

《非施設型（訪問型）》（※未実施）

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業

■病児保育利用状況（人）

◎病児対応型（H30. 7開設）

施設名	R1	R2	R3	R4	R5
病児保育室「おひさま」	20	4	4	9	11

※対象者・・・H30～R1：1歳～就学前 R2～：1歳～小学6年生

◎体調不良児対応型（H30. 4開設）

施設名	R1	R2	R3	R4	R5
みなと保育園	18	11	22	41	51
青葉保育園	31	4	20	10	25

7 時間外（延長）保育事業

○内容

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間の延長を必要と認めた園児を対象に行う。

（保育標準時間認定：11時間の開所時間を超えての保育を行う事業）

（保育短時間認定：8時間の開所時間を超えての保育を行う事業）

【延長（時間外）保育時間】

- ・香住・村岡区内保育所 7時～8時 16時～19時
- ・小代認定こども園 7時30分～8時 16時～18時

■延長（時間外）保育利用児童数（保育標準時間認定、4月当初人数）

施設名	R1	R2	R3	R4	R5
柴山保育所	0	1	0	1	1
みなと保育園	11	14	11	10	10
青葉保育園	7	7	6	4	2
福岡保育所（H30宝樹に統合）					
宝樹保育園	6	5	4	4	4
どんぐり保育園（H30宝樹に統合）					
小代認定こども園	0	0	0	0	0
計	24	27	21	19	17

8 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○内容

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する。

○入所対象

- (1) 保護者等が労働等により昼間家庭にいない幼稚園又は小学校に在籍する児童
- (2) 保護者が疾病等の理由により、家庭内での健全育成が困難な幼稚園又は小学校に在籍する児童
- (3) 障害のある幼稚園、小学校又は中学校に在籍する児童で、上記(1)(2)に掲げる家庭環境にあり、教育委員会が特に必要と認めた者

○開所

- (1) 開設日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日は除く。
- (2) 開設時間 ①平日 小学校・幼稚園の終業時間～午後6時 ②土曜・学校休業日、長期休業日 午前7時30分～午後6時

○利用料

- (1) 負担金 : 月額 7,000円（低所得世帯の全額又は半額免除、第3子以降利用者の軽減あり）
- (2) おやつ代 : 月額 1,000円
- (3) 保険料 : 月額 150円

■放課後児童クラブ月平均利用者数（人）

施設名	開所年月日	R1	R2	R3	R4	R5
スマイルかすみ	H20.4.7	81	74	76	81	84
スマイルおくさづ	H30.4.1	7	7	3	2	0
スマイルさづ	H30.4.1	13	10	10	9	13

スマイルしばやま	H28.4.1	14	13	7	9	9
スマイルながい	H27.4.1	8	10	9	8	6
スマイルあまるべ	H30.4.1	6	5	4	3	6
ふれあいむらおか	H11.7.1	32	34	26	27	27
ふれあいうづか	H11.7.1	12	17	14	14	15
ふれあいいそう	H27.4.1	18	21	14	11	11
かがやきおじろ	H27.4.1	10	8	11	12	13
計		201	199	174	176	184

9 妊婦健康診査事業

○内容

妊婦が健やかな妊産期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、助成券または償還払いにより妊婦健康診査の公費助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

(公費助成回数に制限はないが、助成金額は上限10万円)

実績	R1	R2	R3	R4	R5
件数	113	96	97	92	73
金額(千円)	6,330	4,560	4,734	4,954	3,905

※平成27年度までは助成回数14回まで、上限8万円。

平成28年度以降、回数制限を撤廃し、上限10万円に変更。

10 乳児家庭全戸訪問事業

○内容

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談に応じ、助言その他の援助を行う。

	R1	R2	R3	R4	R5
乳児家庭全戸訪問	81	49	62	68	52

11 養育支援訪問事業

○内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

	R1	R2	R3	R4	R5
養育支援訪問	43	55	60	17	7

12 実費徴収に係る補足給付事業

○内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用を助成する。

■実費徴収に係る補足給付件数（支給対象児童数）

R1	R2	R3	R4	R5
0	3	3	4	2

13 多様な事業者の参入を促進する事業（※未実施：対象施設なし）

○内容

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、必要な費用の一部を補助する。

14 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（※未実施）

○内容

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

15 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）（※未実施）

○内容

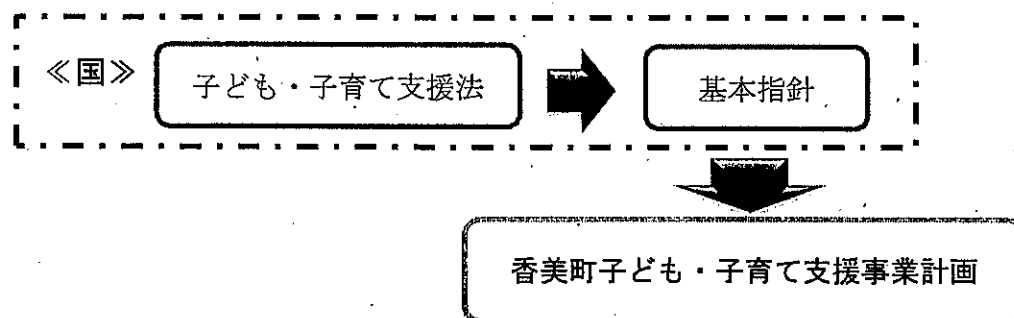
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

国の基本指針と「香美町子ども・子育て支援事業計画」について

1. 計画の位置づけ

- ・ 国は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定める。（子ども・子育て支援法第60条）
- ・ 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。（子ども・子育て支援法第61条）

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保など業務の円滑な実施に関し定めることとなっています。



2. 計画期間

- 第1期 … 平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）
 第2期 … 令和 2年度（2020年度）～令和 6年度（2024年度）
 第3期 … 令和 7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載する。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規

定されている。

【必須記載事項】

- (1) 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- (2) 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期に関する事項
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容に関する事項

【任意記載事項】

- (1) 計画の理念等
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) その他（計画期間、計画の達成状況の点検と評価）

4. 「香美町子ども・子育て支援事業計画」の全体イメージ

I 計画の策定にあたって

- ・計画の位置づけ、目的、役割
- ・子育てを取り巻く現状、ニーズ調査結果 など

II 計画の基本的な考え方

- ・基本理念、方針、体系
- ・目標、施策の方向性 など

III 事業計画

- ・教育・保育提供区域の設定、保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期に関する事項 の必須項目
- ・計画の理念等 の任意記載事項 など

IV 計画の推進

- ・推進方法、進行管理 など

『第3期香美町子ども・子育て支援事業計画』の基本理念等について（案）

1 基本理念（※目指す子育て支援のあるべき姿）

安心して子育て・子育てができる町

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎をなす未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育ては、「保護者が子育ての第一義的責任を有する」との基本的認識を前提とし、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支援します。

行政は、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たしながら一体的に子育て・子育てを支援することにより、安心して子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町を目指します。

2 基本目標（※計画の基本理念を実現するための基本とする目標）

基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町

基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

基本理念のもと、これまでの基本目標を継承し、目標達成に向けた施策をさらに充実させていきます。

3 教育・保育提供区域の設定

①香住区 ②村岡区・小代区

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定することとしています。引き続き、「香住区」と「村岡区・小代区」の2つを教育・保育提供区域に設定し取組を推進します。

4 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間